

令和6年10月28日

令和6年度 totoくじ助成U25発掘育成合宿 実施要項

(公社)日本クレー射撃協会
総務委員会

従来の「totoくじ助成学生発掘育成合宿」の名称を改め「totoくじ助成U25発掘育成合宿」(略称: U25合宿)とする。

1) 主催・主管

公益社団法人日本クレー射撃協会

2) 目的

- ・全国各地域から、クレー射撃選手として将来性の有する競技者を発掘し、将来の「強いTeam Japan」を担う人材を多く発掘し育成する。
- ・発掘育成合宿を通して、25歳以下の若年層から日本の将来を担う選手としての誇りと責任を自覚させ、国際的に通用するアスリートとしての基礎育成を図る。

3) U25育成合宿(将来性を有する競技者の発掘及び育成)の基本コンセプト

- ・U25育成合宿は成長のための土台作りの期間
→選手には良い練習、指導者との出会いを通して、自己の確立、対人関係力(支えてくれる人への感謝)を養い、目標を設定し、やり抜く力を身につけさせる。
- ・「人間力なくして競技力向上なし」

4) 対象選手

- ・都道府県クレー射撃協会又は本部部会所属であること
- ・25歳以下の選手であること
※上記すべてに該当すること。

5) 想定人数

- ・トラップ 6~10名
- ・スキート 6~10名

※想定人数を超えた場合はブロック選手を優先とし事務方で調整。
※締切翌日に、参加可否をメールまたはLINEにてご連絡いたします。

6) 開催場所

各ブロック地域の協力射撃場、協力銃砲店等の予定を鑑みて開催場所を決定する。

※直近の開催場所(予定)

- 第1回(11/29~11/30:2日間) 神奈川大井射撃場
- 第2回(12/13~12/15:3日間) 岡山県クレー射撃場
- 第3回(1/17~1/19:3日間) 神奈川大井射撃場
- 第4回(1/31~2/2:3日間) 福岡県立総合射撃場

7) スケジュール（案）【モデルケース】（時間など変更する場合があり）

集合：金曜日 10:00

解散：日曜日 13:00

※詳しくは別紙①参照。

8) 指導者

トラップコーチ：大山 重隆 （埼玉県）

スキートコーチ：横内 誠 （東京都）

10) 事務局

総務委員長：増田 正起

スタッフ：坂本 強 / 上久保 僚

11) 参加費用

- ・協会より一部（交通費・宿泊費・装弾代・射撃場利用料）助成されます。交通費は立て替えとし、協会の旅費規程により計算した交通費を、後日口座振り込みにて支給します。
- ・航空機をご利用の際は、別紙②「航空機利用に関する重要なお知らせ」を熟読の上、領収書の送付をお願いいたします。
※合宿参加に際し自家用車を使用可能と致しますが、助成金額は公共交通機関を使用した場合の金額となります。

12) 参加方法

日本クレー射撃協会HPや学生の運用する公式LINEに申込フォームを掲示し、「参加申請フォーム」より必要事項を入力し期日までに送信。

申込URL：<https://forms.gle/aTKjUQG8xA1fnvmX9>



13) 持ち物

- ① 運動のできる衣服（ISSF規程に沿ったもの）
 - ② 銃
 - ③ 許可証（銃、火薬）
 - ④ 視覚・聴覚の保護具（帽子、サングラス、イヤーマフ又はイヤープラグ等）
 - ⑤ ミーティングメモ用ノート
 - ⑥ 筆記用具
- ※ その他・練習や宿泊に必要な物を持参すること

スケジュール

※以下モデルケース

時間	1日目（金）	2日目（土）	3日目（日）
7:30			
8:00		集合、MTG	集合、MTG
8:30		座学	ウォーミングアップ
9:00		↓	↓
9:30		↓	各種目に分かれ射撃開始
10:00	集合、MTG	↓	↓
10:30	ウォーミングアップ	ウォーミングアップ	↓
11:00	各種目に分かれ射撃開始	各種目に分かれ射撃開始	↓
11:30	↓	↓	↓
12:00 ～ 12:30	お昼休憩	お昼休憩	撃ち止め 撃ち止め、MTG
13:00	各種目に分かれ射撃開始	各種目に分かれ射撃開始	解散
13:30	↓	↓	
14:00	↓	↓	
14:30	↓	↓	
15:00	↓	↓	
15:30	撃ち止め	撃ち止め	
16:00	集合、MTG	集合、MTG	
16:30	解散	解散	

※朝と終了時のMTGで選手とコーチとのコミュニケーションを積極的に図る。

※座学では「競技ルール」、「インテグリティー」、「アンチドーピング」等を想定。

航空機利用に関する重要なお知らせ

航空機をご利用になられる場合、領収書の提出が必須となります。領収書に下記の 6 点が明記されていない場合、航空料金を支給できませんので、ご注意いただき、必ず必要情報が明記された領収書をご提出いただきますようお願いします。また、手数料を含む場合は、航空運賃、手数料を記載されました領収書のご提出をお願いします。

■航空機領収書 必須記載事項

- ①航空運賃(合計額若しくは、往路・復路の各金額)
- ②利用日
- ③利用区間
- ④便名
- ⑤選手本人名の宛名

以上が明記された領収書をご提出ください。

領収書をご提出いただけない場合は、航空料金を支給できませんので予めご注意ください。

なお、宿泊とのパック料金で航空券を予約いただいた場合は、可能であれば、

- ①宿泊費

- ②航空運賃の金額内訳

最も経済的な経路として航空路が認められない場合は、陸路運賃を支給させて頂きます。航空路の支給できる地域は下記です。ご参考ください。

«航空運賃が支給可能な地域（例：合宿地が関東の場合）»

北海道、高知、香川、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
上記の地域以外で、陸路移動が 6 時間以上となる場合も、お住まいの場所によってはある
かと思います。その場合は、航空機の予約前に担当者まで必ずご相談ください。

*飛行機での銃砲の移動については各航空会社にご確認ください。

ブログ、SNS等に関する使用規則

公益社団法人日本クレー射撃協会(以下「JCSA」という)の令和6年度U25育成選手に所属する選手は以下に記したブログ・SNS等に関する使用規則を遵守し、これに違反した場合はJCSA及び総務委員会からの如何なる処遇にも従うこととします。

(1) 使用の報告義務

事業に関してブログ、SNSその他のこれらに類する機能を有するもの(以下「ブログ、SNS等」という)を使用する際は、報告し、承諾を受けなければならない。

(2) U25育成合宿における使用制限について

ブログ、SNS等の使用を原則、U25育成合宿期間中は使用を控えるものとする。射撃練習、会議（ミーティング）、トレーニングや試合等公式行事での使用を認めないものとする。また、許可なく写真・動画の撮影を行ってはならない。

(3) 書き込み内容の禁止項目

以下の内容をブログ、SNS等に書き込みしてはならない。

- ・不利益となる情報
- ・チームの戦略、戦術、選手起用、トレーニング内容等
- ・選手やスタッフ、指導者及びサポーター等他人の誹謗・中傷等
- ・チームの居場所を示唆する情報等
- ・レフェリーに関する情報等
- ・相手を直接的あるいは間接的に傷つける情報等
- ・その他上記項目に準ずる、強化指定選手として求められる品位、節度、社会的常識に反する一切の事項等

(4) U25育成選手解除後も有效地に存続するものとする。

U25育成選手行動規範

(趣旨・目的)

U25育成選手が、当協会に寄与するとともに、クレー射撃選手としての品位と威厳を保つため、己を優先とせず、礼節・正義感・道徳心からなる倫理的な行動、言動を常にに行わなければならない。また、フェアプレーの精神とマナーを尊び、アスリート及び善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、射撃力の向上と発展に貢献するために、日本クレー射撃協会選手としての誇りと自覚と責任を持って、謙虚な精神で行動し、ひいてはクレー射撃の健全な普及・発展を図ることを目的に、本規範を制定する。

規範の遵守と内容

(礼節、相互コミュニケーションと相互尊重)

U25育成選手は、以下の条項を理解し、所定の誓約書に署名をし、これを遵守しなければならない。

1. U25育成選手はクレー射撃に関わる者とし、コミュニケーションと相手を尊重し、意思疎通のための努力を怠らない。
 - (1) コミュニケーション
 - ・相手の顔を見て（目を合わせる）会話、挨拶
 - (2) 尊重
 - ・立場をわきまえた振る舞いを心がける
2. U25育成選手は多くの国民やボランティア、他団体等の支援・応援サポートを受けて成り立っていることと常に社会から注視されていることを自覚する。
3. U25育成選手は数多くいるクレー射撃選手でありながら、注視されていることを自覚し、ふさわしい行動をとる。
4. U25育成選手は指導者やスタッフ、チームメイト、支援者に対し、常に感謝の意を持ち、尊重する。
5. コミュニケーションの基本である挨拶を如何なる時でも常に意識し、笑顔を持って接し、全てへの挨拶を心がける。
6. 利用する施設、宿泊等の職員に常に感謝の意を示し、接する。
7. 利用する施設に入退室する時は必ず一礼すること。

(規則熟読、理解、遵守)

8. U25育成選手は銃砲・火薬に関する法令、大会への参加規則、登録、競技規則などの知識及び事務手続きの知識についてガイドライン等を熟読し、理解することを務め遵守する。
9. 8.にて不備が生じた場合、当該U25育成事業に参加できない場合があることを理解する。
10. U25選手はプロモーション活動や普及活動などに積極的に協力するとともに、それぞれ指定された活動・行事（ミーティング、講習会など）には必ず参加する。
※ただし、理事会、委員会、監督等が競技、社会生活に支障がある等やむを得ない事情によるものと認めた場合は、その限りではない。
11. 違法行為またはU25育成選手の名譽と信用を損なうようなスポーツマンシップに反する発言や行為をしてはならない。SNSによる発信は特に注意する。
12. マルチ商法等に関する法律に違反する行為、又は準ずる行為等は禁止する。
13. ドーピング行為及び薬物五法に規程する不法行為又はこれに準じる行為は禁止する。

(合宿及び大会期間中)

14. U25育成選手の活動、行事、合宿全般において、監督もしくはコーチ及び委員会により定められた時刻（集合時間、門限等）を厳守する。
15. 止むを得ない事情により定められた時刻を厳守できなかった場合の行動としてきちんと謝罪し、反省の意を示す。
16. 合宿期間中の移動時には監督もしくはコーチ、スタッフ、委員会等の指示に従い、速やかに行動する。
17. 原則、自分の銃や装弾等の荷物は自己管理とする。紛失した場合でも自己責任であることを理解する。
※報告義務規程28.に報告義務の記載有。
18. 合宿及び大会期間中の宿舎においては、選手同士の交流は共有のスペースで行うこと。また、特別な指示がある場合には指示者のその指示に従うこと。
19. U25育成選手としての合宿期間中は、20歳以上であっても、喫煙及びアルコール飲酒は禁止とする。また、持ち込みも禁ずる。持ち込みが発覚した場合は、途中であっても合宿及び大会に参加できなくなる場合があることを理解する。

20. その他、合宿の監督、日本代表チームの監督もしくはコーチ及び委員会により定められた行動規範を遵守する。

(服装、身体装飾)

21. 次の身体装飾において、過度であり目立ちすぎる装飾は禁じ、清潔感のある格好を心がける。
(例：特大ピアス、華美なネイルアート等)

22. 練習中において大会本番同様の髪型、服装を意識して装飾すること。

23. クレー射撃のU25育成選手として時と場所、場合に合わせた服装や言動をわきまえる。

(肖像権について)

24. U25育成選手は国内外での大会への出場及びイベント等への参加時においての映像及び写真画像の著作権はJCSAに帰属することを理解する。

25. 映像及び写真画像の無断使用を禁ずることを理解する。

(報告義務)

26. 国、県、在住地域等からの奨励、賞与、褒章式等があった場合、事務局に事前に報告すること。

27. マスメディア関係（取材、CM、エキジビション等への出演、テレビ、ラジオ等への出演、新聞、雑誌等の取材）、講演・講師依頼等への対応は、事前に当協会に届出書を提出し 承認を得ること。

28. 銃砲・装弾に関わる事件・事故や、体調・怪我等、競技に影響がある事案が発生した場合は速やかに報告すること。

(違反選手に対する処分)

29. U25選手が、前記の行動規範に違反したと認められたときは、理事会及び委員会の決定により処分を受ける。

30. コーチ及びスタッフの報告に基づき、必要に応じて委員会は次の処分を行うことができる。

(1) U25育成選手の活動・行事に参加することを停止し、自宅にて謹慎させる。

(2) U25育成選手から除外する。

(3) その他、違反の程度に従った処分。

ただし、それぞれ当該選手からの書面または口頭による弁明の機会を与えるものとする。